平成２５年（フ）第１１５号
佐賀県伊万里市伊万里町甲733番地
債務者　江頭由喜子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４２号
富山市五福6125番地15　コーポ呉福205号、前住所富山市新根塚町３丁目７番地４　コーポスカイ103号
債務者　石田　博幸
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６号
高知県四万十市具同8608－１　レジデンス今城３号館２階206号室、住民票上の住所高知県四万十市入田512番地
債務者　澤村　里美
1　決定年月日時　平成25年９月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２５年（フ）第４０２号
千葉県柏市光ケ丘団地５番14―801号
債務者　春日　尚子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４１９号
千葉県野田市山崎2376番地の９
債務者　下重　秀男
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９０号
千葉県柏市南増尾７丁目12番19号
債務者　池田　峻也（旧姓本）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４９３号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷６丁目１番19号　サンシャインハイムＡ棟105
債務者　關口　正未
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１７０号
広島県福山市能島３丁目17番２―106号
債務者　芳賀みゆき
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第３０９１号
大阪市住吉区苅田７丁目１番30号　コンフォール住吉Ⅱ601号
債務者　八木　祥吾
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３７９６号
大阪市住之江区東加賀屋１丁目13番13―201号
債務者　森原　雅量
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８８３号
大阪市生野区鶴橋２丁目14番17号
債務者　岸田　節子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８９９号
大阪市住吉区上住吉２丁目２番28号　カネジョウハイツ403号
債務者　原　　幸久
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９３９号
大阪府八尾市荘内町２丁目１番43―303号
債務者　田中　　洋
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９７１号
大阪府豊中市春日町５丁目11番28―203号
債務者　杉本　　守
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１４４号
大阪市鶴見区横堤３丁目１番20号
債務者　川本　英雄
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２４７号
大阪府門真市岸和田３丁目43番40―303号
債務者　大島　恵美（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２７１号
大阪府門真市速見町１番14―403号
債務者　島田　博子
1　決定年月日時　平成25年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部